## 『銀行業務検定試験 相続アドバイザー3級問題解説集 2020年3月受験用』 追加情報

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は,2020年3月(145回)受験用の問題解説集をお持ちの方が,2020年10月(147回)受験時にも,そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

記

- ◆ 12 頁下から 4 行目~5 行目
- (改訂前) この改正は、公布日である 2019 年 6 月 14 日から 1 年以内の政令で定める日から施行される。

(改訂後) この改正法の施行日は、2020年4月1日である。

- ◆ 49 頁上から 21 行目の下に追加
- (注) 2020年4月1日施行の改正民法は、免責的債務引受は、債権者と引受人との契約によってすることができ、この場合は、債権者が債務者に対して免責的債務引受契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずると規定しており(同法 472条2項)、債務免除を受ける債務者の意思に反して行うことも認められる。

- ◆ 51 頁上から 2 行目の下、126 頁最終行の下、216 頁上から 11 行目の下、291 頁上から 18 行目の下に追加
- (注) 2020 年 4 月 1 日施行の改正民法は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(根保証契約)であって、保証人が法人でないものを「個人根保証契約」と定め(同法 465 条の 2 第 1 項)、さらに、改正前民法の貸金等根保証契約を個人貸金等根保証契約として定め、その元本確定事由は、改正前と同様の内容となっている(同法 465 条の 4)。
- ◆ 124 頁上から 19 行目の下に追加
- (注) 2020 年 4 月 1 日施行の改正民法は、債権者は、免責的債務引受契約により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならないと規定している(同法 472 条の 4 第 1 項)。
- ◆ 298 頁上から 27 行目の下に追加
- (注) 2020年4月1日施行の改正民法により、「債権の準占有者に対する弁済」は「受領権者としての外観を有する者に対する弁済」と称されるとともに、「受領権者(債権者および法令の規定または当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう)以外の者であって取引上の社会通念に照らして受領権者としての外観を有するものに対してした弁済」であることが明記された(同法 478 条)。

以上